

万葉集卷十三・三三四二歌難訓考

——行靡闕矣・吾通道之——

垣 見 修 司

はじめに

ももきね 美濃の国の 高北の 泳くぐりの宮に 日向かひに 行
靡闕矣 ありと聞きて 我が行く道の 奥十山おくじゅうざん 美濃の山 な
びけと 人は踏めども かく寄れと 人は突けども 心なき山
の 奥十山 美濃の山 (十三・三三四二)

右の一首

万葉集卷十三雑歌の部に、長歌一首として載せられる右の歌は、「行靡闕矣」という難訓を持つ。歌に詠まれる土地は美濃の国で、その高北の泳の宮に向かう我が行く手に横たわる美濃の山が陰峻で、簡単には越えて行くことができないことを歌い、踏んでも突いても靡さも寄りもしないような心ない美濃の山を恨み嘆いている。美濃の山の険しさを詠んでいることはわかるけれども、難訓ゆえに美濃

の国になぜ向かおうとするかの動機がはっきりしない。

最近、この歌を扱った論も続けて二編出されていて、難訓に対して好対照をなすその立場は、近年多く刊行される万葉集の注釈書のそれにも通いつつ、各々において興味深い考察も示されている。

以前から、この歌の難訓についても意識しながら明解を得ないでいたが、あらためて問題点を整理し、追加調査するうちに、ひとつの方向性が見えてきたようにも思われる。難訓についての試案を提示することで、少なくともこの歌の独自性について、一つの視点を得ることができるのではないかと思う。

一 最近の研究史

冒頭掲出の訓み下しはひとまず新編全集（平成七年）に拠ったが、近年のテキスト・注釈書においては、釈注（平成九年）、全注（平

成一七年)、和歌大系(平成一八年)、新校注(平成二〇年)、全解(平成二二年)が同様に訓を付さない。新大系(平成一四年)、岩波文庫新版(平成二六年)では、直前の句を含む「日向尔 行靡闕矣」を解説できないとして原文のまま掲出する。

一方、全歌講義(平成二三年)は、全訳注が「い行き靡かふ 大宮を」と訓み、脚注に「難訓。姑くかく訓む。靡くは下文の靡く同様山々が靡き、日がただ照りに輝く意か。」と述べたことを受けて、「闕」には宮殿の意があるからミヤともオホミヤとも訓み得る。

この歌の民謡らしい調子から、今、全訳注の訓に従い、太陽に向かつて靡く大宮があるという話を聞いて、の意と解したい。

とする。「日向かひに」の五音に続く難訓「行靡闕矣」を七音と五音に訓じて、「ありと聞きて」の六音につなぐ形で、定型のリズムに比較的忠実であろうとする訓みといえる。「日向かひに い行き靡かふ」の解釈に曖昧さを残すものの、「闕」を泳の宮の威容と解することで、ともかくも名高い泳の宮を訪ねてみたいという気持ち詠んだものとみることができ、それなりに納得しやすい。

最近の論考も、これらの注釈書と同様、二つの見解に分かれる。

廣川晶輝氏は「万葉集」卷十三・三三四二番歌について——「久々利」と記す飛鳥池遺跡出土木簡と関連させて——^①で、松田好夫氏の考察を中心に先行説を検討した上で、「行靡闕矣」の訓は

決定できない、としておくのがきわめて穏当ということになる。^②と述べ、新編全集等と同じ立場をとる。ただし氏は全訳注、全歌講義の採用する「い行き靡かふ 大宮を」の訓に触れていない。平成二四年三月発表の廣川論文は、平成二三年八月刊行の全歌講義を、執筆時に参照できなかったかとも思われるが、全訳注の訓は釈注や全注にも紹介されており、氏の見解が示されないことが惜しまれる。そしてもう一編、倉住薫氏「泳の宮」の伝承歌——万葉集卷十三と記紀の世界^③が、平成二七年二月に発表されている。氏は「闕」の字を「みや」と読む字であると指摘する童蒙抄を引き、宮衛令の記述、そして日本書紀の古訓を参照して、

訓読としては、日本書紀4(斉明元年十月…引用者注)の例の、「宮闕」に付された「おほみや」の古訓を尊重したい。「闕」一文字を「おほみや」と訓む例はないが、当該歌の「行靡闕矣」は「い行き靡かふ 大宮を」と訓読するのが穏当であろう。

と結論づける。「闕」の字義を重視する立場は全歌講義に等しく、宮闕の意で用いた例が上代に相当数認められる点からもより妥当な判断が下されているように思われる。とはいえ、氏も述べるように「闕」一字で「おほみや」と訓じ、「行靡」に接頭語の「い」や接尾語の「ふ」を付け加えたりすることで「い行き靡かふ」と訓むことは万葉集の一般的な訓法からするとやはり違和感が残る。

このように、注釈・論考ともに、現在のところは、難訓のままとしておくか、さもなくば全訳注の訓に従うかという二つの方向が示されている。難訓をそのままとせずに訓めるよう処理することは、付訓できない不満を軽減できる一方で、誤読つまり上代びとの思考からは遠ざかるという不安を増幅させもする。やはり上代にはこの字面をどのように訓むことができたのかも一度考えてみる必要がある。

二 「闕」の字義

「闕」が宮闕の意を持つことはまず童蒙抄に指摘される。

行靡の二字は義訓に仕ふると讀べき歟。尤行なびく宮をと讀みても、萬人の行従ひ靡き奉ると云事に詠める共聞ゆれ共、行靡くなれば仕ふるの義詣ると讀まんか。何れにもあれ、闕の字は殿闕樓閣など云て、みやと讀む字なれば、まふづる宮とか、仕ふる宮とか讀べき也。

万葉考は「靡」を「紫」の誤字として「行紫闕」に「イデマシノミヤ」と付訓する。「闕」を「みや」とする把握はわからない。近代になってからは、新訓が初版に採用した「行きなむ宮を」の訓に、全註釈と窪田評釈が従っている。ただし、「靡」を「なむ」と訓む理由が十分に説明されているとは言えない。また久曾神昇氏は「万

葉集訓詁(四)^⑤において、「ゆくなきみやを」の訓を示す。

「闕」を宮闕の意に解する説としては、井村哲夫氏「『行靡闕』考」統紹^⑥もその変種である。井村氏は「闕」を「タカドノ」と訓じて、「ナメクハシキ(又はナミクハシキ)タカドノヲ」あるいは「ナメウルハシキ(又はナミウルハシキ)タカドノヲ」と二句に訓む案を提示する。しかし、一句目の「行」を「なむ」、「靡」を「くはし」または「うるはし」と訓じる例が少ないことに問題がある。

全訳注や全歌講義も「闕」を宮闕の意に解するこうした流れの中にある。ただし、この難訓を解きほぐす上では、この「闕」の字の把握がもつとも重要である。したがって、その字義を確認したい。「闕」はまず大きく二つの意味に分けられる。一つは、宮や門、あるいは石闕などの建造物を意味する。

正門謂之應門。(朝門) 觀謂之闕。(宮門雙闕) 宮中之門謂之闕。(謂相通小門也) (爾雅・釈宮)

「闕」は宮の正門の両側にそびえる物見のための建造物を言い、宮中の門とは区別され、宮の内外を分ける役割を果たすものである。

闕 門觀也、从門、歛聲。 (説文解字)

とあるのも同じことで、より詳しくは、

闕、闕也、在門兩旁、中央闕然為道也。 (釈名)

とも記される。説文の段注には「釈宮曰、觀謂之闕。此觀上必加、

門者、観有_レ不_レ在_二門上_一者_上也、凡観與_レ台在_二於平地_一、則四方而高者曰_レ台、不_二必四方_一者曰_レ観、其在_二門上_一者、則中央闕然、左右為_レ観曰_二両観_一とある。^⑦この解釈に従えば、門の上にある観を闕とする一方、観は門の上にあるとは限らず、また闕と台はいずれも平地にあつて、台は四角いものをさし、観は必ずしも四角ではない。そして、門の上にあるということは中央は通過するために開いていてその左右が両観ということになる。

其の宮は、城闕_{崇華}り、楼台_{壯麗}し。(神代紀十段一書一)

右は彦火火出見尊が海神豊玉彦の宮を訪問した時の記述で、「城闕」には「カキヤ」、「楼台」には「タカドノウテナ」の古訓がある。「カキヤ」は垣屋の意で、宮城の四方を囲む宮垣に設えた建屋のことである。「タカドノ」と「ウテナ」はそれぞれ「楼」と「台」に対応し、「タカドノ」は高所に作られた建物、「ウテナ」は物見台を指す。森重敏氏『万葉集采抄第二』^⑧の訓「ユキテナビキシカキヤヲ」と井村氏の訓「ナメ(ミ)クハシキ(ウルハシキ)タカドノヲ」はこれを根拠とする。なお、遊仙窟に、

時に金の台・銀の闕、日を蔽し、雲を干す。^⑨

の例を見る。カトヤは門屋の意で、まさに門観を言うのであろう。このように「闕」は、「観」と同様の物見の機能を持つ高層の建造物という点で、「楼」や「台」と対比されるものでもある。

「闕」は宮の正門とひと続きの構造を持ち、通行するたびに目にする建造物だから、闕は宮そのものを表すことにもなる。

南單于遣_レ使詣_レ闕貢獻。(後漢書・光武本紀建武二十五年正月)

「詣闕」は天子の居所に詣でることである。書紀および靈異記にも、

蝦夷・隼人、衆を率_レて内属_レひ、闕に詣_レて朝獻_レる。

(齊明紀元年是歲)^⑩

我等、闕に〈見可止尔〉詣_レてむとする間_に及びて

(靈異記上三十二)^⑪

のように見え、いずれも「ミカド(ト)」の訓を持つ。この点「闕」は、和語の「みかど」が「(皇居の)御門」だけでなく「天皇」とその居所の「宮殿」や「朝廷」をも意味することと軌を一にする。^⑫

長_ク天皇の闕に奉_ルること得_ザらしめむ。(欽明紀五年二月)

清明_心を用_チて、天闕_に事_ヘ奉_ルむ。(敏達紀十年閏二月)

の二例も、宮殿や朝廷に奉仕して天皇に忠誠を示す行動を表現する。なお、続日本紀には「闕庭」の語がみえる。

衛府_{の人}等は日夜闕庭_に宿衛_シて(聖武天皇神龜四年三月)^⑬

これらも天皇に拝謁するための朝廷乃至宮城そのものと見てよい。

「闕」は同義の「宮」と熟_合して「宮闕」としてもあらわれる。

小墾_田に宮闕_を造_リ起_テて、瓦覆_レにせむとす。

(齊明紀元年十月)

倉住氏の説はこの「おほみや」の古訓を根拠とする。氏も引くところの宮衛令には、

凡そ宮牆くうじやうの四面の道の内には、物積むこと得じ。其れ宮闕に近くして、臭く悪あしき物焼き、及び哭声くゐしやう通すること得じ。

とあり、令集解は義解説の「謂。宮闕。猶レ云宮也。」をあげ、「釋云。宮闕猶宮耳。」と令釈を引く。

「闕」は関塞を意味することもあり、

於是乃摩ニ燕鳥集闕一

(戦国策・秦策)

には高誘注に「闕、塞名也」とある。「闕」は門の両側にある建造物を意味するため、関塞の意にもなるのは自然の成り行きであろう。とりわけ、洛陽の南に位置し、竜門石窟のある「伊闕」は、

升レ高臨ニ四關、表裏望ニ皇州一 (陸機洛陽記曰、洛陽有ニ四關、

東為城、南伊闕、北孟津、西函谷。表裏、猶ニ内外一也。左氏傳、

子犯曰、表裏山河)

(文選・鮑明遠・結客少年場行)⁽¹⁾

に、洛陽の東西南北の四関の一つとされる。伊河を挟んで対峙する東西の山が門を思わせるという。

迴行道ニ乎伊闕、邪徑捷ニ乎輶轅一

(文選・張平子・東京賦)

の李善注には「伊闕、山名也。輶轅、阪名也。」とある。洛陽という王城の地の南―天子の正面に当たる方角にある関塞としてふさわしい名と言える。私注の「行くなき関を」はこの訓詁による。

ところが日本の古辞書には、右のような宮闕、宮城に関わる建造物という意味ではなく、もう一つの「欠く」に類する意味が示される。

闕 祛月反、除、失、過、去、掘、缺、(篆隸万象名義)

□闕 同祛月反、入、除也、掘也、缺也、□也、□也

(天治本新撰字鏡)⁽¹⁵⁾

闕 去月反 カク(ケタリ) アヤマツ ヲハル ノソク ホ

ル スクナシ

(観智院本類聚名義抄)

ここに掲げられる訓は、物事がおのずから欠失すること、あるいは物事の一部を取り除くことよって減少したり、結果消滅するまでの状態を指す。また「過」から「アヤマツ」の訓も生じる。もとより、こうした意味での用例は少なくない。万葉集の三二四二歌以外の「闕」は「かく」の語乃至その訓を借りた用字である。

世の中は空しきものとあらむとそこの照る月は満闕みちがけしける

(三・四四二)

白髮生ふることは思はずをち水はかにも闕かにも求めて行かむ

(四・六二八)

…千年に 闕事かぐることごと無 万代に あり通はむと…

(十三・三三三六)

漢文部分で用いられる場合も「欠く」の意味に用いられる。

石川大夫の和ふる歌一首（名闕けたり）（三・二四七）¹⁶⁾

百神を敬重し、夜として闕かくることありといふこと鮮すくなし。

（五・沈痾自哀文）

ほととぎす今来鳴き初むあやめぐさかづらくまでに離るる日あ
らめや（も・の・は、三つの辞を闕かく）（一九・四一七五）¹⁷⁾

また、古事記では「門闕」「宮闕」の意に用いられることはない。

故、左の御みづらに刺せる湯津々間櫛の男柱をばしらを一箇取り闕かき
て、一つ火を燭して入り見し時に、（上巻・黄泉国訪問）

のように櫛の齒、大碓命の手足など物や体の一部を欠損させる表現
で、三例とも「欠く」の意に用いられる。書紀も先掲の例の他には、

是の歳に、境部臣おほに命せて大將軍とし、穗積臣を以ちて副將軍
とす。（並に名を闕もちせり。）（推古紀八年是歲）

の「闕名」の例をはじめとして「欠く」意の例が多数を占める。

寫書房本、おうふう本の「行靡闕矣」は「闕」を「欠く」の連体
形で訓じたものである。旧訓「ゆきなびかくを」は、「なびく」の
未然形語尾「か」とク語法をあわせた「かく」に「闕」の訓を借り
てあてたものである。代匠記は「ゆきなひかくとは容儀をいへり。

靡曼のすかたをほむるなり。（初）とし、「行靡闕矣トハ、アリク
姿ノタラヤカナルヲ以テ美人ヲ呼ナリ。（精）」とも説くが、なぜ美
人の様子をあらわすのかわかりにくい。松田氏が、

「靡く」と云ふ動詞が「靡かく」となることの類推は可能であ
るとしても、他に例も無く、万葉時代に実存したとは考へられ
ないし、ナビカクと訓めば、一首全体として、こだけ如何に
も調べが悪く、意味をとるにも、一段と無理をしなければなら
ぬ。

と述べるとおりの訓と言わざるを得ない。ひるがえって、松田氏が
「行き靡ける 手弱女たわやめを ありと聞きて」としたのも、「闕」が闕文
の表記で、本来は「行靡闕矣」のように小字で記されていたと考え
たことを出発点としていて、「闕」を「欠く」の意で理解する点は
同じである。違いは、それを訓みにあてたか、記号と理解したかと
いう点にある。とはいえ、三字もの誤脱を想定しなくてはならない
松田説は通説になり得ていない。まずは一字の誤字脱字をも想定す
ることなく、本文を訓もうとする試行錯誤が求められよう。

以上、漢籍も含めた古代の用例を見てくると、「闕」は「門闕」
か「宮闕」または「欠く」の意のいずれかと理解される。

三 「行」「靡」「矣」の訓み

それでは、「行靡闕矣」の他の三字はどう訓むべきか。まず「行」
は、集中単独での訓は動詞「ゆく」の諸語形とその連用形名詞「ゆ
き」が複合語も含めて多数にのぼる。他に動詞では「いぬ」（八・

一五九九、十二・三二二四)・「います」(四・七〇九)があり、名詞では「わざ」(十一・二五三五)・「ながれ」(十・二〇九二)の例が見出せる。熟語には「所知行」(二・一六七)・「不行」(七・一三六六)・「歩行」(十三・三三二六、三三二七)・「行事」(二・九七等)・「行幸(幸行)」(一・五等)・「行勝」(十六・三八二五)、さらに題詞左注等に「大行天皇」や「行宮」「行旅」「遊行」の例がある。しかし、「行靡」の連続は他にないから、「行靡」か「行靡闕」の熟字訓の可能性も低い。「尔行」と連続する場合の「尔」も助詞または上接語の語尾であり、熟語では現れない。それゆえ「尔」は直前の句「日向尔」の句末とみてよい。

次に「靡」は動詞「なびく」(四段・下二段)の諸語形と「押し靡ぶ」等の「なぶ」(下二段)の他、「なむ」(二・一六二)、「しなふ」(十一・二七五二)が挙げられる。「なむ」は、「:沖つ藻も靡足波尔 塩気のみ かをれる国に:」の「靡足波尔」を七音に訓むために考案された訓で唯一例である。この例によれば新訓等の「行きなむ宮を」の「靡」を借訓として捉えることができる。

さらに「靡」は漢文部分においても見られる。

見る人聞者、歎息せずといふこと靡し。(二・一二六左注)

「歌を賦するに靡堪は、麝を以てこれを贖へ」といふ。

(十七・三九二六左注)¹⁹⁾

じつのところ「靡」は、観智院本類聚名義抄に、

靡 密被反 ナヒク ナナメ ナシ ホソシ コノム アラハ

ス ナイカシロ ワツラフ ウルハシ ササメ シタカフ

ホトリ ヨ、カナリ去 禾ミ

と多数の訓を持つ。「ウルハシ」は井村説が依拠する。そして「ナシ」の訓はこの字の打消の助辞としての機能に由来する。集韻には、靡 母被切。説文披靡也。一曰、靡曼美也。一曰、無也。

とあり、書紀にも、

公事鹽靡く、終日に尽し難し。(推古紀十二年四月)²⁰⁾

のように見られる。「靡」を「なし」の意に解するのは、私注「行くなき閨を」、久曾神説「行く靡き閨を」や、「靡」を漢文の助辞と同様に返読する増書房本、おうふう本の「行靡し闕矣」であるが、いずれも万葉集の歌には他に見られない用法である。

最後に、末尾の「矣」は、ほぼ助詞「を」を表し、「:我がみけは み塩のはやし 耆矣奴 我が身一つに:」(十六・三八八五)が完了の助字としての意味を動詞「はつ」にあてた唯一例である。

「矣」は、後統の「有り」と聞きて」との関連からすれば、

八千矛の 神の命は 八島国 妻娶きかねて 遠々し 高志の

国に 賢し女を 有りと聞かして 麗し女を 有りと聞こして

さ呼ばひに 有り立たし 呼ばひに 有り通はせ: (記二)

八洲国^{やまほくに} 妻枕^{つままく}きかねて 春日^{はるひ}の 春日^{かすが}の国^{くに}に 麗^はし女^めを 有り
と聞きて 宜^{よろ}し女^めを 有りと聞きて 真木割^{まきわり}く 檜^{ひの}の板戸^{いたど}を
押し開き 我入り坐し^{わがいらし}：
(紀九六)

を参照すべきであろう。いずれも「(場所)に(対象)をありと聞き(かし・こし)て」の形である。廣川氏は「手弱女^{たぢづめ}」を補う松田説には否定的でありつつ、この「ありと聞く」という表現を有する歌が恋しい女性を対象に挙げていることから、三三四二歌の「ありと聞く」対象も、「ある女性」であり、「その女性がいると聞いて」と捉えるのが妥当であろう。」とする。しかし、ここではむしろ表現の共通性を重視したい。記紀の二例と同様に、

高北^{たかね}の 泳^なの宮^{みや}に 日向^{ひなた}かひに 行^ゆ靡^な闕^{けつ}矣^や ありと聞きて

と把握すべきである。この表現は、ある(場所)に名高い(対象)があると聞いて、それに惹かれて出かけて行くことを歌う形式と理解してよい。対象も女性に限らないのではなからうか。旧訓「ゆくなびかくを」以来、ややもすると景行紀四年二月条の、泳の宮を舞台とする弟媛の物語に引きつけられる傾向があるが、この歌が雑歌の部に載せられることも重く見ておくべきであろう。

このように、集中の用例等を検討すると、それぞれの字に次表のような語が想定でき、先行説はこうした語やその派生形の組み合わせによって生み出されていることがわかる。

ゆく いぬ います わが ながれ なむ	行	なびく なぶ なむ しなふ なし うるはし	靡	みや おほみや みかど せき たかどの かきや かく	闕	を はて	矣
------------------------------------	---	--------------------------------------	---	--	---	---------	---

合はこの限りでない。しかし、まずはこれらの中から採るべき訓がないか、考えたい。

四 音数からの考察

すでに松田氏や廣川氏も検討しているが、句の音数について考察する。新編全集の訓みに従えば、次のように表示することができる。

ももき⁴ね⁴ み⁶の⁶く⁶の⁶に⁶
たか⁵きた⁵の⁵ く⁷くり⁷のみ⁷や⁷に⁷
ひ⁵む⁵か⁵ひ⁵に⁵ 行⁵靡⁵闕⁵矣⁵
あり⁶と⁶き⁶きて⁶ わ⁷が⁷ゆ⁷く⁷み⁷ち⁷の⁷
お⁵き⁵そ⁵や⁵ま⁵ み⁵の⁵の⁵や⁵ま⁵
な⁴び⁴け⁴と⁴ ひ⁷とは⁷ふ⁷め⁷ども⁷
か⁵く⁵よ⁵れ⁵と⁵ ひ⁷とは⁷つ⁷け⁷ども⁷

無論、観智院本類聚名義抄の「靡」の訓のように、これら以外の訓みも可能性としては残るし、誤字説や熟字訓にもとづく場

こころなきやまの おきそやま みののやま

先行説で「行靡闕矣」を七音で訓もうとするのは、この歌が五七定型とは言えないまでも、少なくとも短句と長句の交互連続とみられることよつてゐる。しかし、全訳注「い行き靡かふ 大宮を」、森重説「ユキテナビキシ カキヤヲ」や、井村説「ナメ(ミ)クハシキ(ウルハシキ) タカドノヲ」は、難訓を二句に分かつことで、新たな訓を提示した。冒頭「ももきね みののくにの」の四・六音「ありとききて」の六音に「おきそやま みののやま」の五音の連続、「なびけと」の四音、「こころなきやまの」の八音(あるいは三・五音)に、結句も五音の連続で終止しており、いわゆる不整音句ばかりで、五七定型からは程遠い。一見すると難訓を二句に分けても問題ないような不規則さをもっている。

では二句で訓むとすれば、先行説の他にどのような案が考えられるのか。二句で訓む先行説は、全訳注にしても森重説にしても、前句は「ゆく」と「なびく」の語から成る。全訳注は接頭語「い」や接尾語「ふ」を付加して七音に仕立てる。森重説も助詞「て」と過去の助動詞「し」を補って七音にする。「たわやめ」の誤脱とする松田説も前句は「ゆきなびける」で、助動詞「り」の連体形を接いで六音に訓じている。井村説のみは「なめ(み) くはしき」(六音)か「なめ(み) うるはしき」(七音)であるが、先に見たように用

例が少なく認めがたい。ともあれ二句に分ければ、「行靡」は集中の訓読例に照らして常識的な語で訓むことが可能になる。しかしながら、七音で訓もうとすると、接頭語などの表記されていない語を訓み添える必要が生じてしまう。こうした訓み添えをもって音数を整え、帳尻をあわせるようにして難訓に適用することの違和感が、二句分割説の課題ともいえるが、この歌は全体にわたつて助詞がほぼ表記されており、ほかに接頭語・接尾語も助動詞もないため、訓み添えは「我が」の「が」と、「人は踏めども」、「人は突けども」の「は」しかない。(活用語尾は訓み添えとみなさない。)

ももきね 三野之國の高北之八十一隣之宮尔日向尔行靡闕矣有登
聞而吾通道之奥十山三野之山靡得人雖跡如此依等人雖衝
無^{こころなきやまの}意^{おきそやまの}山之奥^{みののやま}磯山三野之山

「八十一」を「くく」と訓ませる戲書もあるものの、基本的にこのように規則的でわかりやすい表記の歌が、難訓部分に限つて不規則な用字をすることは考えにくい。とすれば、「行」も「靡」もすなおに訓んでよいのではないか。集中の用例からは「ゆきなびく」が第一の候補となろう。とくに「靡」は後の「靡けと」にも用いられている。この訓は音数の面では必ずしも奇異ではない。歌には五音句が特徴的にあらわれるからである。冒頭と結句に「奥十山 美濃の山」が繰り返される。また「心なき山の」も八音句ではなく、

五・三音句と見なすのが良い。

三諸は 人の守る山 本辺には あしび花咲き 末辺には 椿
 花咲く うらぐはし 山ぞ 泣く子守る山 (十三・三三二二)
 五三七終止の歌は、卷一の雄略御製(二)をはじめとして中大兄の
 三山歌(一三三)、額田王の三輪山の歌(二七)や卷十三・三三三二
 にもある。このことについてはすでに森重氏が、

各段の呼びかけの結句を、「わがかよふ／みちの／おきそや
 ま・みののやま」「ころなき／やまの／おきそやま・みのの
 やま」と、繰り返して、五・三・十の音句にしたことも独特で
 ある。これはけだし、たとへばさきの「情無く 雲の 隠さ
 ぶべしや」などの、五・三・七結句の変奏である。

と述べるが、結句は五・五のままで良い。

やすみしし 我が大君の 朝には 取り撫でたまひ 夕には
 い寄り立たしし みとらしの 中弔の 音すなり 朝狩に 今
 立たすらし 夕狩に 今立たすらし みとらしの 梓の弓の
 中弔の 音すなり (一・三三)

は同様に五・五の連続を前後二段それぞれの結句に持つ。つまり、
 三三四二歌は五三七終止の末の七音句を五・五にした五三五終止
 を前後二段に持つ歌とみることができる。

ところで、森重氏は、前段の結句部分を「わがかよふ／みちの／

おきそやま・みののやま」とする。前二句の訓は現在異なる形で訓
 まれることが多い。冒頭に紹介した最近の注釈書等は、全解が「我
 が通ひ道の」とする他は、「我が行く道の」を採る。旧訓は「ワカ
 カヨヒチノ」であったが、全注も指摘するように、童蒙抄が「わが
 かよひぢ共わが行みち共当然今行く所の義を云へる也」と一案を示
 して後、井上新考が、

吾通道之を従来ワガカヨヒチノとよみたれどさてはアリトキキ
 テの収まる処なし。宜しくワガカヨフミチノ亦是ワガユクミチ
 ノとよむべし。

と述べ、「ありと聞きて」に続く形には「我が通ひ道の」と体言化
 するよりも、「我が通ふ道の」か「我が行く道の」のように動詞連
 体形で「道」を修飾する形でないと係り受けが悪いことを指摘した。
 ただ、井上新考は「我が通ふ道の」を採用したこともあり、その後
 「我が通ひ道の」と「我が通ふ道の」がならび行われていたが、大
 成本文と大系が七音句の「我が行く道の」を採用して以降は多くの
 注釈書がそれにならったのである。たしかに「我が通ひ道の」では
 つながりが良くないのもつとでも、井上新考の見解は至当と言え
 る。五三五五の形が斥けられたのは、歌句をできるだけ和歌の定型
 に整えようとするためであったが、七音に整えたことは不適切であ
 ったと言わざるを得ない。澤瀉注釈は「我が通ふ道の」を採る理由

を述べる中で、その間の事情を次のように説く。

「吾通道之」を旧訓ワガカヨヒチノとし、古義もそれに従つたが、同書には「我通路」(七・二二二)の條ではここもワガユクミチノと訓むべき事を述べ、私もそれに従つた。新校にはワガカヨフミチノとしたが、大成本文や古典大系本もユクミチの訓を採つたのはワガカヨフミチノと訓むと字餘例外の八音になるからだと思ふ。然るに佐佐木氏評釋ではワガカヨフミチノと五・三の二句とした。さうすると結句のコ、ロナキ・ヤマノといふのと同じ形になる。尤もコ、ロナキ、ヤマノとの場合はiがあるので字餘例にならぬので、それも一句とし、今もユクミチノとして一句としてもよいわけであるが、「心無く 雲の隠さふべしや」(二・一七)の如き五・三・七の結句が古調の作(二・二三)にある事を考へると、ここも五・三・五・五といふ結句を前半と後半とでくりかへしたと見る方がよくはなからうか。さうすれば、ここはワガカヨフと訓む方がよい事になる。即ち前説を取消してワガカヨフミチノを採りたいと思ふ。

「我が行く道の」は、観智院本類聚名義抄の「通」に「ユク」の訓があることにも拠つているが、集中の例は「かよふ」が多い。なお、「こころなきやまの」を字余り例とみなす必要はない。

さらに、後続する「ありと聞きて」にも重要な指摘がある。松田

氏の「ひむかひに・ゆきなびける・たわやめを・ありとききて」の五・六・五・六の想定に対する批判材料として廣川氏が引用したように、「ありと聞きて」の句は毛利正守氏の「字余りの法則」第五則「句中、同一の子音にはさまれた狭母音を含むとき、字余りをみる」例に該当する。つまり五音句相当と考えて良いのである。

こうして「ひむかひに・ゆきなびく・闕矣・ありとききて・わが かよふ・みちの」は「闕矣」と「みちを」を除き五音句相当が連続する。このとき「闕矣」を字義通り「宮を」として、童蒙抄も一案に示した「行きなびく宮を」と訓めば、ここにも三音句を挟むことが可能となる。すでに見たように「闕」は、上代には「宮闕」の意が多く見られ、「みかど」や「おほみや」の訓を持つ例が存在した。書紀や靈異記には「みかど」の古訓が多いが、令集解とくに令積の「宮闕猶宮耳」を参照すれば「みや」と訓むこともできる。「おほみや」は「おほ」の修飾まで「闕」一字に含ませることに不安が残る。なによりも三音に訓むことが歌の形からは重要である。

ももきね⁴ みののくにの⁶

たかきたの⁵ くくりのみやに⁷

ひむかひに⁵ ゆきなびく⁵ みやを³

ありとききて⁶ わが⁵ かよふ⁵ みちの³

おきそやま⁵ みののやま⁵

なびけ⁴と ひと⁷はふめども

かくよれ⁵と ひと⁷はつげども

こころなき⁵ やまの³

おきそ⁵やま⁵ み⁵のやま

冒頭の場所提示と二段目冒頭の対句に四六五七、四七五七の音数漸増を配してせり上がる調子をもち、その他は五音句(相当)を基調にして三音句を差し挟む歌とみることができ。歌の内容は、ある〈場所〉に名高い〈対象〉があると聞いて、それに惹かれて出かけて行くことを歌う形式であり、〈美濃の国の泳の宮〉に名高い〈闕〉がある^みと聞いて出かけて行くけれども、我が通う道には、美濃の山が立ちただかつて通うのが困難であることを嘆く。歌のなかで重要な「宮」「道」「山」の語がいずれも三音句に歌われることで特立され、たとえば口頭で歌われれば耳に残りやすい印象を与えるように意図されているとみられる。「泳の宮」と「日向かひに 行きなびく宮」の「宮」の重複については、同じ語が繰り返されることによる強調効果があるものと考えたい。用字が異なるのは「闕」が上にある「宮」の変字として用いられたとみるべきであろう。

では「日向かひに 行きなびく宮」をどう解釈すべきか。「行靡」を「ゆく」と「なびく」で訓む説のうち、松田説は「日向かひに 行きなびける」の解釈に疑問を残したままにしている。全訳注は

「日に向かつて靡きゆく大宮があると聞いて」と訳しており、全歌講義は「太陽に向かつて靡く大宮があるという話を聞いて」、倉住氏も「太陽に照り輝く宮であることを聞き、険難な山道を「泳の宮」を求めて行く歌」と解する。「日向かひに 行きて靡きし」と訓む森重氏は景行紀の泳の宮の弟媛の物語に関わらせて、

「ヒムカヒニユク」とは、「ヒムカフ」(日向) 仕方で「ユク」

(行)の意である。(中略) 日が昇りあらはれすなはち人がそれに対し向ふ、あるいは、つまりは、日の出る東に人が向ふ、であり、日ないし東に向ふ方位をとって行く、というのが「ヒムカヒニユク」である。

とし、「なびく」は弟媛が天皇に召されたことをいうものと解する。共通する問題は「日向かひに 行きなびく」のが「闕」そのものであるか、それともそこに導かれる人であるかということである。残念ながら、この点について確信はないが、「闕」を宮とする場合、宮そのものが「日に向かつて靡きゆく」とか「太陽に向かつて靡く」とするのは適切ではないように思われる。建造物が日に向かつて「行く」や「靡く」という表現を持ちうるのかという疑問がぬぐえないからである。それよりも、森重氏が言うように「日向かひ」は東の方向に人々が行くことと捉え、「行き靡く」は童蒙抄の言うように「萬人の行従ひ靡き奉る」ことと解したい。

…沖つ藻の なびきし妹は もみち葉の 過ぎて去にきと…

(二・二〇七)

君言ふときは臣承る、上行ふときは下靡く。

(推古紀十二年十二月)

など、「靡く」は人について言いうる。つまり「泳の宮に、人々が行きなびく宮があると聞いて」私も通うのである。靡かない山に、靡く人々が対比されているとみることも可能かもしれない。

おわりに

さいごに、他の訓みの可能性がないか、もう少し考えておきたい。

「闕矣」を三音に訓む場合、用例は少ないながら、私注の提示する「闕を」の可能性もある。しかし、泳の宮を歌うときに、道を塞ぐ闕があると聞いてそれをめざすわけではない。やはり人々が靡くように引き寄せられる宮そのものにこそ向かうのである。すると、用例の多い「みかど」も想定できるが、「みかどを」では四音になってしまふ。「ももきね」や「なびけと」が同じ四音ではあるが、各段の冒頭に置かれており「闕矣」の位置とは同列に扱えない。あるいは五音句とするならば、井村氏の「たかどのを」も有力な候補である。井村氏が指摘するように、「たかどの」の語は集中、
…吉野川 激つ河内に 高殿を 高知りまして… (一・三八)

万葉集卷十三・三三四二歌難訓考

の例があり、高い御殿は宮の建造物とみられる。ただし「闕」に

「たかどの」の訓が直接確認できるわけではなかった。もつとも、

「みや」も「宮闕」に「おほみや」の訓が残ること令集解の訓詁

「宮闕猶宮耳」を参照できるだけで、「闕」一字に「みや」の訓が確認できるわけではない。もし泳の宮に、壮麗な門観が高くそびえていたということであれば「たかどの」の訓も納得しやすく、「日向かひに 行きなびく」は門観が天に向かつて靡くようにそびえる

様子を表すとも考えられよう。五音句が五回つまり奇数回連続することに若干の不安がある程度で、冒頭と対句以外は五音と三音で構成される点は変わらない。実は「みやを」に思いついたるまでには、

「たかどの」案を考えてもいた。しかし、そうすると「みや」の繰

り返しが無くなってしまうし、三音句も減ってしまう。それに同じ

五音ならば「みあらかを」と考えることも可能である。

…荒たへの 藤原が上に 食す国を 見たまはむと 都宮者

高知らさむと… (一・五〇)

…つれもなき 真弓の岡に 宮柱 太敷きいまし 御在香乎

高知りまして… (二・二六七)

右のような例をみると、むしろ「みあらか」で良いようにも思われ

る。要するに五音句だと訓の自由度が高まるのである。恣意的に訓

む余地が大きくなる分、かえってそのような危険をおかしてまでわ

かりにいく文字を選択したとは思われない。それゆえ、三三四二歌においては「闕」は前出「宮」の変字であることをもって「みや」と訓ませようとした意図を読み取っておきたい。このように訓めば、この歌の独自性はいっそう強まるし、それが必ずしも上代びとの思考から遠ざかることにはならないように思われる。

注

- ① 『甲南大学紀要 文学編』一六二号（平成二四年三月）。
- ② 「行靡闕矣」考（『万葉研究新見と実証』昭和四八年五月、桜楓社、初出は『萬葉』二二五号、昭和三二年一月）。
- ③ 古橋信孝氏・居駒永幸氏編『古代歌謡とはなにか 読むための方法論』（笠間書院、平成二七年二月）。
- ④ ただし、新訓は改版で「行きなびかくを」に改め、「ゆきなむ宮を」を脚注に載せる。
- ⑤ 『汲古』四〇（平成二三年二月、汲古書院）。
- ⑥ 『松田好夫先生追悼論文集万葉学論攷』（美夫君志会、平成二年四月）
- ⑦ 用例中「観」は「觀」に、「臺」は「台」に字体を統一した。
- ⑧ 和泉書院、平成七年四月。
- ⑨ 醍醐寺本、金剛寺本の「闕」にカトヤの訓が確認できる。
- ⑩ この他、斉明紀四年七月、天武紀九年十一月にも例がある。
- ⑪ 上巻は興福寺本による。下巻九にも真福寺本に「闕」（祢加止）とあり、群書類従本によって「弥加止」と改められる。
- ⑫ 時代別国語大辞典上代編は、「①御門。特に皇居の御門を指している。②御殿。宮殿。皇居。③朝廷。④天皇。帝。」とし、【考】に「①が原義

- であるが、宮殿を代表するものとして、②宮殿全体をさすことにもなり、一方、③朝廷・国家の意にも（遠乃朝廷^{みかど}）（万三〇四）「毛等能国家^{ちとのみかど}」（万四二四五）の用字がある、また④そこにおられる天皇をさしても用いられるに至ったもの。建物の名をもって居住者をさす例はほかにも多い。」とある。
- ⑬ 孝謙天皇天平勝宝五年五月条、光仁天皇宝龟三年二月条にも例がある。
 - ⑭ 〽内は李善注。
 - ⑮ 見出しの「文字目は字体が崩れており判読困難であるが、干祿字書掲出の闕の俗字か。最後の字は虫損により確認できない。
 - ⑯ 同様の注は一・六二、二・二二六、三・二八七、八・一四二一、一六〇九にもある。
 - ⑰ 十九・四一七六に同様の例がある。
 - ⑱ 漢籍には、文選の「時行靡^レ通」（王仲宣「贈蔡子篤詩」）や、北史「百行靡^レ遺」（列伝第十九）の例が見出せるが、「靡」はいずれも打消の助辞として下の字を否定する意に用いられる。
 - ⑲ 他に十七・三九七六前文、十七・四〇一五左注。
 - ⑳ コマカナリの誤りか。
 - ㉑ 他に斉明天皇六年十月条など。
 - ㉒ 毛利正守氏「サネ・カッテ」再考（『萬葉』一〇二号、昭和五四年一二月）。